埼玉県の石綿対策(令和3年度実施状況)

(※黒枠内:令和3年度実施計画)

健康対策

健康に関する県民不安の解消

①保健所(13か所)に健康相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。

(疾病対策課)

○令和3年度における相談件数(件) 69件(参考:令和2年度 37件)

②医療従事者等を対象とした石綿疾患研修会を開催する。

(疾病対策課)

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

環境対策

- (1) 石綿関連製品製造工場等に対する対策
 - ○大気汚染防止法の規制対象とならない石綿取扱い事業所の実態把握を行い、飛 散防止を要請する。 (大気環境課)
 - ○新たに石綿の使用を把握した事業所なし。
- (2) 建築物の解体等工事に対する対策
 - ◆解体工事業者等に対する対策
 - ①解体工事業者や建設業者等に対して石綿関係法令や適切な除去方法の周知を図るため、講習会を実施する。 (大気環境課、産業廃棄物指導課)
 - ○講習会等開催状況
 - ·石綿関係法令等説明会 令和3年11月30日~12月21日(WEB配信、395人参加)
 - ・産業廃棄物排出事業者及び処理業者に対する実務講習会(316人参加)
 - 適正処理講習会(WEB配信、視聴回数571回)
 - ②石綿関係法令に関するパンフレットを解体工事業登録申請時に配付するとともに、関係機関の窓口に備え付けることで、建設業者等関係者に対して周知を図る。 (大気環境課、建設管理課)
 - ○解体工事業の登録申請業者に対し、パンフレットを配付した。
 - ○関係機関の窓口にパンフレットの備え付けを行った。

◆解体工事時の飛散防止対策

③労働基準監督署及び県建築安全センター等との連携並びに事前調査結果の報告から、大気汚染防止法の届出漏れを防止する。大気汚染防止法の届出対象となる解体等工事については、立入検査・周辺石綿濃度調査を実施し、解体工事業者等に対して必要な飛散防止対策を講じるよう指導する。 (大気環境課)

○立入検査

- ・届出のあった解体等工事に対して、延べ108件養生確認検査を実施した。
- ・除去工事後の完了検査を述べ16件実施した。
- ○周辺環境調査
 - ・解体工事中の総繊維数濃度及び石綿繊維数濃度の調査測定を11件実施した。
 - ・石綿繊維数濃度が1本/Lを超過した事案はなかった。
- ④大気汚染防止法の対象となる石綿除去工事の際、「石綿の除去工事に係る事前周 知と相互理解の促進に関する指針」に基づき、工事発注者等から周辺住民等に対 する周知を促進する。 (大気環境課)
 - ○工事発注者への指針周知状況

大気汚染防止法の届出及び相談時や講習会等の機会を捉え、事業者に周辺住民 に対し、工事における石綿飛散防止対策等を周知するよう促した。

- ○事前周知の実施数
 - 説明会 0件
 - 戸別訪問 30件
 - ・チラシ配布 19件
 - 回覧板 1件
 - その他8件
- ⑤建設リサイクル法の届出書の石綿のチェック欄を確認するとともに、関係機関と の届出情報の共有化を推進する。また、窓口等において石綿関係法令の周知を引 き続き行うとともに、解体工事現場において石綿関係法令の遵守を要請する。 (大気環境課、建設管理課、産業廃棄物指導課)
 - ○大気環境課、産業廃棄物指導課
 - 関係部局との届出情報の共有
 - ・建設リサイクル法の解体に係る届出がなされた現場への各環境管理事務所 の大気水質担当及び廃棄物担当による合同立入検査の実施
 - ○建設管理課
 - ・建設リサイクル法の届出受理時、「石綿の有無」欄についての記載要請
 - ・届出窓口でのパンフレット等による周知
 - ・解体工事現場でのパトロール実施
 - ・関係部局との届出情報の共有

- (3) 石綿廃棄物に対する対策
 - ◆石綿廃棄物の排出事業者(解体工事業者等)に対する指導
 - ①建築物の解体等工事に対する現地調査を実施し、石綿廃棄物の適正処理を指導す る。 (産業廃棄物指導課)
 - ○現地調査実施状況 112件
 - ②解体工事業者、建設業者に対して、石綿廃棄物の適正処理の徹底を要請するとと もに、説明会・講習会において関係法令の周知を図る。

(大気環境課、産業廃棄物指導課)

- ○環境対策(2)①の講習会等で実施
- ◆産業廃棄物処理業者等に対する指導及び実態調査
- ③石綿廃棄物排出量や最終処分状況等について県内の排出事業者から提出される マニフェスト交付状況報告書等を集計し、実態を把握する。

(資源循環推進課)

- ○令和2年実績 392t/年(さいたま市、川越市、川口市、越谷市は除く)
- ④市町村に対し、家庭から排出され市町村に持ち込まれる石綿含有の廃棄物の適正 な処理を助言・指導する。 (資源循環推進課)
 - ○平成19年度に市町村に対し、石綿含有廃棄物の適正処理について通知している。 ○相談件数 0件
- ⑤産業廃棄物処理業者に対し、石綿廃棄物の適正処理の徹底を指導する。 (産業廃棄物指導課)
 - ○環境対策(2)①の講習会等で実施
- ◆不法投棄対策
- ⑥監視パトロールを強化し、石綿廃棄物が不法投棄された際の早期発見に努める。 (産業廃棄物指導課)
 - ○不法投棄110番(24時間体制)設置による県民からの通報を広く周知した。
 - ○監視パトロール等件数 9,749件
- ⑦石綿廃棄物の不法投棄が発見された際の対応マニュアルを適宜改訂する。 (産業廃棄物指導課)

- ○令和3年5月に「石綿(アスベスト)廃棄物に係る不法投棄対応マニュアル」 を改訂した。
- (4) 相談窓口の設置・一般環境調査の実施
 - - ○石綿取り扱いに係るばく露による健康不安など、石綿に係る87件の相談に対し、適切に対応した。

②県内20箇所において大気中の石綿濃度調査を実施する。

(大気環境課)

○測定結果

	住宅地域	道路沿線地域	その他の地域	合計
測定地点数	10	3	7	20
平均濃度(本/L)	0. 25	0.099	0.20	0.21
参考:令和2年度平均	0. 22	0. 28	0.18	0.21
濃度				

- (5) 災害時石綿モニタリング体制の整備
 - ○災害時に大気中石綿濃度を迅速に把握できる体制を構築し、倒壊建物等から飛散 する石綿による健康被害を防止する。 (大気環境課)
 - ○「災害時における石綿モニタリングに関する合意書」に基づく石綿モニタリング訓練を1回実施した(令和3年7月13日)。
- (6) 石綿除去工事等に対する経済的支援
 - ①石綿除去工事や飛散防止対策を実施する事業者等に対し、石綿除去工事費が「環境みらい資金」の融資対象となることを、金融機関等に対する説明会やホームページ等で情報提供する。(温暖化対策課)
 - ○石綿除去工事や飛散防止対策を実施する事業者等に対し、石綿除去工事費が 「環境みらい資金」の融資対象となることを、金融機関等に対する説明会や ホームページ等で情報提供した。

 - ○民間建築物に対する吹付けアスベストの分析調査及び除去などの工事に係る 費用の一部を直接補助した。

(補助実績) 分析調査 5棟 除去などの工事 2棟

公共施設対策

公共施設に係る調査・対策の実施等

①県有施設について、施設改修時等に、石綿含有吹付け材の封じ込めや囲い込み処 理をした箇所及び、表面が硬く飛散の恐れが無い石綿含有吹付け材が使用されて いる箇所の損傷を点検し、必要に応じ補修や除去工事を行う。また、新たに吹付 け材が発見された場合には分析調査と必要な対策を行う。

> 管財課、住宅課、(企)水道管理課、(下)下水道事業課、 (教)財務課、(警)施設課)

○吹付け材調査・石綿含有吹付け材対策実施状況(令和3年度実績)

した件数	果、石綿含有だった件数	0.件
	新たに吹付け材が発見され、分析調査した結	対策を行った件数

②市町村有施設について、各省からの照会に基づき、石綿6種類のいずれかを含有 する吹き付け材への対策状況等のフォローアップ調査を行う。

((教)財務課、住宅課、医療整備課、市町村課)

○市町村立病院

令和3年度のフォローアップ調査は未実施。

- ○市町村立学校施設、社会教育施設、社会体育施設等(文部科学省) 令和3年度は、フォローアップ調査は未実施。
- ○他省庁の所管に属さない市町村有施設(総務省)

石綿6種類の調査実施状況(令和3年4月1日現在)

·石綿含有保温材、耐火被覆等使用状況調查

施設総数(県計(※1))	3, 560
石綿含有保温材等使用	202
うち撤去済	20
うち未処理	182
うちばく露のおそれなし	178
うちばく露のおそれがあるが必要な対策	2
(※2) を実施済み	
うちばく露のおそれがあるが対策の実施	2
未了	
石綿含有保温材等未使用	2, 366
令和3年度以降調査予定	992

- さいたま市を除く。 **※** 1
- 「必要な対策」とは「処理済」のように物理的な措置(「表面固化」、 **※** 2 「浸透固化」、「囲い込み」等)ではなく、ばく露のおそれがある施設 に対する間接的な措置(例えば「立入禁止措置」等)などにより被ばく を回避する対策を講じているものをいう。

• 吹付け石綿、石綿含有吹付け材使用状況調査

調査箇所数(県計(※1))	3, 560					
吹付け石綿等使用	168					
うち撤去済	100					
うち未処理	68					
うちばく露のおそれなし	57					
うちばく露のおそれがあるが必要な対策	6					
(※2) を実施済み						
うちばく露のおそれがあるが対策の実施	5					
未了						
吹付け石綿等未使用	3, 307					
令和3年度以降調査予定	85					

- ※1 さいたま市を除く。
- ※2 「必要な対策」とは「処理済」のように物理的な措置(「表面固化」、「浸透固化」、「囲い込み」等)ではなく、ばく露のおそれがある施設に対する間接的な措置(例えば「立入禁止措置」等)などにより被ばくを回避する対策を講じているものをいう。

○市町村営住宅

令和3年度にフォローアップ調査を実施。

·石綿使用状況調査結果(令和3年3月31日現在)

H WE CONTROL OF THE PROPERTY O							
各市町村住宅棟(団地)数	棟数	団地数					
吹付け石綿有り	69	32					
うち措置済	23	12					
うちばく露のおそれなし	40	16					
うちばく露のおそれあり	6	4					
調査中	73	24					

民間施設対策

- (1) 民間建築物に係る吹付け石綿等の実態調査、対策の実施等
 - ①社会福祉施設、病院施設、私立学校、土地改良施設、床面積1,000㎡以上の民間施設について、飛散のおそれがある場合に、石綿の除去・飛散防止対策の実施状況を把握し、適宜対策を実施するよう要請する。

(社会福祉課、学事課、医療整備課、農村整備課、建築安全課)

○平成17年度に行った実態調査のフォローアップ調査と平成28年度の実態調査 (社会福祉施設)を実施するとともに、適切に処置を講ずるよう要請した。 ○民間建築物に係る実態調査(令和4年3月31日現在)

		社会福祉 施設※a		病院施設 土地改良 施設		改良 設	私立学校		1,000㎡以上 の民間施設	
調査	数	¾ f	11, 293		319		1,048	779)	11, 965
回収	数	% f	5, 185		319		1,048	779)	11, 646
吹付	け石綿等有り		210		43		6	64	1	623
	対策実施済		46		20		5	64	1	512
	未処理	i ‰b	164	% c	23	Жd	1	()	111
吹付	け石綿等無し	¾ f	4, 195		273		1,043	715	5	11,023
調査	中 ※ e		6,888		3		0	()	319

- ※a 平成28年12月1日時点使用実態調査分(床面積1,000㎡未満含む)
- ※b ばく露の恐れがない施設135件含む
- ※c 未処理の23施設のうち「ばく露の恐れがないもの」が22施設である。
- ※d 国の基準以下であり、当面の緊急性がない。
- ※e 調査中には未回答のものを含む。
- ※f 調査対象外施設1,448件を含む。
- ②床面積1,000㎡未満の民間建築物についても、飛散の恐れのある石綿についての対策の周知を図る。吹付け材が確認された場合は、分析調査の実施や飛散防止等の対策を要請する。

(建築安全課、社会福祉課、生活衛生課、農村整備課、学事課)

- ○ホームページやセミナーでアスベスト対策について周知するとともに、分析 調査の実施などを要請した。
- ③私立学校における石綿の除去費用等について、私立学校振興資金融資貸付金利 子補助を行う。 (学事課)
 - ○平成18年度から令和3年度の利用実績はないが、学校法人に対する周知は毎年度実施しており、今後も引き続き実施する。
- - ○民間建築物に対する吹付けアスベストの分析調査及び除去などの工事に係る 費用の一部を直接補助した。

(補助実績) 分析調査 5棟 除去などの工事 2棟

- ⑤土地改良施設における石綿の除去について、対策工事を行う。(1施設) (農村整備課)
 - ○農地防災事業「島中領地区」の1施設で石綿を除去する工事を実施した。

(2) 相談体制等の整備

- ①建築安全センターの相談窓口において、アスベスト対策の適切な情報提供を図る。 (建築安全課)
 - ○建築安全センターで随時、相談に応じるとともに、アスベスト対策を推進するため、民間建築物のアスベスト対策補助制度を周知した。
- ②関係機関に対し、アスベスト対策の推進を要請する。 (建築安全課、社会福祉課、医療整備課、生活衛生課、農村整備課、学事課)
 - ○市町村や建設関係団体に対し、アスベスト対策の推進を要請するとともに、 民間建築物のアスベスト対策補助制度を周知した。

県民の不安の解消

県民への情報提供

- ①石綿に関するQ&Aを掲載するなど、ホームページ等を利用して石綿関連情報の 提供を行う。 (大気環境課)
 - ○石綿関係法令の内容を解説したパンフレット等の資料を、大気環境課ホームページ内で公表した。
 - ○県内20箇所における大気中の石綿濃度調査結果を大気環境課ホームページ内で公表した。
- ②消費生活支援センターにおいて、消費生活に関する相談を受け付ける。 (消費生活課)
 - ○受付件数
 - ・消費生活課 3件
 - ・市町村消費生活センター 16件

石綿健康被害者の救済

石綿による被害者救済対策

- ○「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、健康被害者等からの認 定申請等の受け付けを行う。 (疾病対策課)
 - ○認定申請等の受付件数 14件

国・市町村との連携

- (1) 国・市町村との連携強化
 - ○県、埼玉労働局、さいたま市と石綿対策に係る連絡会議を開催するなど、連携の 強化を図る。 (大気環境課)
 - ○石綿関係法令等説明会を、埼玉労働局、大気汚染防止法政令市及び事務移譲市 と共催で実施した。 (環境対策(2)①参照)

(2) 国への要望

- ○国に対し、引き続き必要な要望を行う。 (大気環境課、産業廃棄物指導課)
- ○令和3年度国の施策に対する提案、要望 以下の事項を要望した。
 - ・建築物等の解体等工事の周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。
 - ・大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査及び特定工事における特定粉じん排出等作業の完了確認について、特定工事の関係者と直接の利害関係のない第三者が実施することを明確に規定すること。
 - ・建築物等の解体等工事が特定工事に該当するか確認するための分析調査に ついて、特定工事の関係者と直接の利害関係のない第三者が実施すること を明確に規定すること。
 - ・大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無の調査について、実施せずに建築物の解体等工事を実施した場合の罰則について規定すること。
 - ・石綿含有産業廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、建築物その他工作物の解体工事における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、法整備を行うこと。